

## 新潟市入札等評価委員会委員依頼要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市入札等評価委員会の委員を依頼するための手続きについて定めるものとする。

### (委員)

第2条 委員定数7人以内のうち、5人程度は学識経験者委員とし、2人程度は市民委員とする。

2 市民委員は、1名を公募により募集する。ただし、選考の結果、定員に満たなかったときは、市民団体等の中から選出する。

3 市民委員の公募手続きについては、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成17年8月31日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。